

答 申 情 第 8 4 号

平成30年5月30日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 佐 伯 彰 洋

(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市情報公開条例第18条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

下記のとおり諮問のありました件について、別紙のとおり答申します。

記

- (1) 平成29年6月22日付け環循美第11号
防鳥用ネット貸与申請書等の公文書一部公開決定事案（諮問情第108号）
- (2) 平成29年6月22日付け環循美第13号
防鳥用ネット貸与申請書等の不存在による非公開決定事案（諮問情第110号）
- (3) 平成29年7月12日付け環循美第21号
防鳥用ネット貸与申請書等の公文書一部公開決定事案（諮問情第115号）
- (4) 平成29年7月12日付け環循美第22号
防鳥用ネット貸与申請書等の公文書一部公開決定事案（諮問情第116号）
- (5) 平成29年7月12日付け環循美第23号
防鳥用ネット貸与申請書等の公文書一部公開決定事案（諮問情第117号）
- (6) 平成29年7月12日付け環循美第24号
防鳥用ネット貸与申請書等の公文書一部公開決定事案（諮問情第118号）
- (7) 平成29年7月26日付け環循美第31号
防鳥用ネット貸与申請書等の不存在による非公開決定事案（諮問情第135号）
- (8) 平成29年7月26日付け環循美第32号
防鳥用ネット貸与申請書等の公文書一部公開決定事案（諮問情第136号）

(別紙)

1 審査会の結論

諮問庁が行った各公文書一部公開決定処分及び各不存在による非公開決定処分は妥当である。

2 審査会における審議の方法

別表 1 に示す 6 件の審査請求（以下「本件審査請求 1」という。）及び別表 2 に示す 2 件の審査請求（以下「本件審査請求 2」という。また、本件審査請求 1 及び本件審査請求 2 をまとめて「本件審査請求」という。）は、いずれも、諮問庁の環境政策局循環型社会推進部まち美化推進課が所管する「防鳥用ネット貸与制度」に関する公文書の公開の請求（以下、本件審査請求 1 に係るものを「本件請求 1」と、本件審査請求 2 に係るものを「本件請求 2」といい、本件請求 1 及び本件請求 2 をまとめて「本件請求」という。）に対する各処分（以下、本件請求 1 に係る公文書一部公開決定処分を「本件処分 1」と、本件請求 2 に係る不存在による非公開決定処分を「本件処分 2」といい、本件処分 1 及び本件処分 2 をまとめて「本件処分」という。）について行われたものであるため、当審査会において、これらを併合して審議した。

3 審査請求の経過

本件審査請求の経過は、別表 1 及び別表 2 のとおりである。

別表 1 は、諮問庁が、本件請求 1 に係る文書として、それぞれ同表の「特定した公文書」欄に記載の文書（以下まとめて「本件公文書」という。）を特定したうえ、公文書一部公開決定を行った事案についての審査請求の経過である。

別表 2 は、諮問庁が、本件請求 2 に対して不存在による非公開決定を行った事案についての審査請求の経過である。

4 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

5 諮問庁の主張

公文書一部公開決定通知書、不存在による非公開決定通知書及び弁明書によると、諮問庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 防鳥用ネット貸与制度について

ア 本件に係る防鳥用ネット貸与制度とは、京都市が収集するごみの集積場所（概ね5世帯以上で利用されているもの）ごとに、カラスネット（防鳥用ネット）を無償で貸し出す制度である。貸与申請の際、申請者は、ごみの集積場所を日頃管理している者を使用責任者として選定し申請を行う。

なお、請求者が求めている各号様式は以下のとおりである。

- ・（第1号様式）京都市防鳥用ネット貸与申請書
- ・（第2号様式）京都市防鳥用ネット貸与決定通知書
- ・（第3号様式）京都市防鳥用ネット非貸与決定通知書
- ・（第4号様式）京都市防鳥用ネット貸与物品受領書兼誓約書
- ・（第5号様式）京都市防鳥用ネット貸与取消決定通知書
- ・（第6号様式）京都市防鳥用ネットに関する届出書

イ 第1号様式は、貸与申請の際、申請者が、ごみの集積場所を日頃管理している者を使用責任者として選定したうえ提出するものである。

第2号様式は、申請書（第1号様式）の提出を受けて、京都市が貸与の決定を行い、その結果について、申請者への通知を行うものである。

第3号様式は、申請書（第1号様式）の提出を受けて、防鳥用ネットを貸し付けることが適当と認められない場合に、京都市が非貸与の決定を行い、その結果について申請者への通知を行うものである。

第4号様式は、防鳥用ネットを受領した申請者が物品を受領した際に本市に提出するものである。

第5号様式は、防鳥用ネットの借受人や使用責任者が、京都市防鳥用ネット貸与要綱（以下、「要綱」という。）の貸与条件（第6条）を満たさない場合等に貸与の取消しを決定し、通知するものである。

第6号様式は、防鳥用ネットの借受人や使用責任者が、貸与期間中に不必要になった場合等に防鳥用ネットを返還する場合や紛失した場合、使用責任者を変更する場合に本市に届出を行うものである。

(2) 本件処分1の理由について

ア 本件公文書について

(ア) 請求があったのは、定点番号「朱七37」「朱七31」「出水21」「朱二27」「出水63」「出水56」の防鳥用ネット貸与に関する書類第1号様式、第2号様式（定点番号「出水56」のみ）、第4号様式、第5号様式、第6号様式の保存年限を過ぎていない今年度迄の全書類である。

なお、このうち、「第5号様式」及び「第6号様式（定点番号「出水63」を除く。）」

については、請求に係る公文書は作成していないという理由から文書を保有しておらず、不存在による非公開決定処分を行っており、当該処分に対する審査請求はなされていない。

(イ) 審査請求人は、審査請求書において、「当方が「公開請求」た場所に対して、回答（一部公開決定通知書等）されてきた書類の場所が間違っている」、「定点NOを記載して頂ければ十分分ることですが、その定点NOが無記載のため当方側＝請求者＝には非常に分りにくい＝複数請求の時＝」等と主張している。

本件請求1に係る公文書公開請求書を確認すると、審査請求人は、請求に係る防鳥ネットの特定をするに際して「定点番号「朱七37」。(壬生児童公園＝多分＝の南西角（トイレがある）フェンス前)」、「定点番号「朱七31」。(壬生児童公園の門＝出入口＝横。北東角)」、「定点番号「出水56」(千本丸田町交差点南50m位)」等の記載をしている。

本件公文書の中では、確かに、定点番号そのものを記載していないが、これは様式に欄がないことから記載していないに過ぎず、今回の請求に対しても、公開請求書にて提示された各定点番号についての場所等の情報と各本件公文書（第1号様式）の記載の住所とを照合し特定している。このことは、第1号様式の4の欄（使用のごみの収集場所（定点））の住所記載からも確認できる。

また、本件処分1に係る公文書一部公開決定通知書においても、定点番号を記載していないが、当庁は、上記のとおり、審査請求人が求めている内容と相違なく文書を特定している。なお、当該決定通知書においては、定点番号とは別に、ネットの整理番号を記載している。

(ウ) 審査請求人は、定点番号「出水21」に係る審査請求書において、「「一貸与要綱」で申請・收受されている（回答＝一決定通知書）ネット種類及び枚数と現在（請求時）実際に使用されているネットが異なっている為。その変更手続（契約）書類が回答（今回の）にないため。（一指令環循美第3500号＝請求している＝と同様ケース）」と主張しているが、審査請求人がいうところの変更手続書類は、審査請求人が存在するとの憶測に基づくものであり、定点番号「出水21」における請求に係る文書ではない。当庁としては、当該請求に係る文書は別表1中、諮問番号「情第116号」の「特定した公文書」のみ保有している。

よって、審査請求人の主張には理由がないものとする。

イ 本件処分1について

(ア) 条例第7条第1号に該当することについて

本件公文書には、防鳥用ネット貸与申請者の氏名、住所、電話番号及び一部個人が特定できる地図上の記載がある。これらは、公開することにより、当該個人のプ

プライバシーを侵害するおそれがあると判断し、非公開としたものである。

(イ) 条例第7条第1号及び4号に該当することについて

上記(ア)の記載事項に加えて、本件公文書には、防鳥用ネット貸与申請者の個人印の印影がある。当該印影については、公開することにより、防鳥用ネット貸与申請者個人の特定につながり、プライバシーを侵害するおそれがあるととも、財産等の保護、犯罪の予防等に支障が生じるおそれがあると判断し、非公開としたものである。

ウ その他

(ア) 審査請求人は、「現在使用されている同ネットは、申請時(回答されてきた、第1号様式書)のネットではない。」という主張をしているが、これは、当庁の情報公開の手続きではなく、ごみ定点におけるネット管理事務そのものに関するものであり、事務の適否については、行政不服審査法に基づく審査請求の趣旨や理由にはなり得ない。よって、審査請求人の主張には理由がないものとする。

(イ) 審査請求人は、審査請求の理由の中で「第4号様式(書)に担当部課の、正規に受け取ったという「收受印」、つまり、日付印が押印されていない点」や「第6号様式(書)の提出・收受日付(收受印ある)と同一日付日(收受印ある)において、第4号様式(書)を提出・收受され、同ネットを貸与受領されているが、前記()内の第3496号に対する審査請求書の理由を参照していただきたいが(重複理由で面倒故)、本件も同様に時間的理由及び同ネットの常備等々の件で、普通は無理な処置(理)ではないか。」との主張をしているが、これらはいずれも、情報公開手続きではなく、ネット貸与の受付事務の適否に関するものであるため、事務の適否については、行政不服審査法に基づく審査請求の趣旨や理由にはなり得ない。

(3) 本件処分2の理由について

ア 本件請求2に係る文書について

請求があったのは、定点番号「朱二44」「朱五32」の防鳥用ネット貸与に関する書類第1号様式、第2号様式(定点番号「朱五32」のみ)、第3号様式(定点番号「朱五32」のみ)、第4号様式、第5号様式、第6号様式の保存年限を過ぎていない今年度迄の全書類である。

イ 本件処分2について

要綱に係る文書は、京都市における公文書の保存年限を定めている京都市公文書管理規則の別表中の届出に関するものに該当するため、当該文書の保存年限は1年であり、本件請求2に係る文書を既に廃棄しており保有していない。このことから不存在による非公開決定としているものであり、決定に誤りがあるとは言えない。

6 審査請求人の主張

審査請求書によると、審査請求人の主張は、次のとおり（原文ママ）である。

(1) 本件処分1について

ア 根本的に当方が「公開請求」た場所に対して、回答（一部公開決定通知書等）されてきた書類（第1号様式（書））の場所が間違っている。

イ “定点NO”を記載して頂ければ十分分ることですが、その定点NOが無記載のため当方側＝請求者＝には非常に分りにくい＝複数請求の時＝

ウ 前提となる場所が間違っていて（そう前記の通り判断する）正確な請求場所の資料（書類）を先ずは回答して頂きたい。

エ 「一貸与要綱」で申請・收受されている（回答＝一決定通知書）ネットの種類及び枚数と現在（請求時）実際に使用されているネットが異なっている為。その変更手続（契約）書類が回答（今回の）にないため。（一指令環循美第3500号＝請求している＝と同様ケース）。

オ 定点番号「出水21」に係る本第1号様式には、ネットの種類が「大」（3m×4m）2枚。47世帯。となっている。又、同じく、第4号様式にも同様に、「大」。2枚。となっているが、しかし、実際に現在（請求日以前）使用されているネットは、種類は「小」。枚数は「1枚」であるのが事実である。

つまり、最初に申請と收受され貸与されていたネット（今回、回答の第1・4号様式によるもの）と、現在使用されているネットとの間には、その種類も枚数も変更されていることになっている。変更自体は問題はないであろうが（認可されれば）、但し、その変更するに当たっては、再び、その為の貸与要綱に則った手続（成文書による契約）行為が必要となる。然るに、本件も又、その変更するための正規の貸与要綱に則った手続行為が実践されていないのが問題である。何故なら、今回の当方の請求に対して、その必要書類が無かった故である。

カ 現在使用されている同ネットは、申請時（回答されてきた、第1号様式書）のネットではない。

キ 要は、今、使用されている新しい（改たな）ネットに変える（変更）為には、同要綱の規定に則ったり、手続＝書類、成文書として＝され、その資料が担当部局に保

存されていなければならないことになる。しかし、今回、全くその変更手続書類は回答（——通知書）には無かった。

ク 一部公開で大部分が黒塗で秘匿されている（重要な証明できる部分）為に、本書は、他件でも多く見られ（あり）るが、この文書の文面（公開部）からは、どこの、だれが書いていつどこ（担当部課—市長宛であることは分かるが）に提出されたもの（書類）か判別が困難である。

ケ 第4号様式（書）に担当部課の、正規に受け取ったという「收受印」、つまり、日付印が押印されていない。

コ 第6号様式（書）の提出・收受日付（收受印ある）と同一日付日（收受印ある）において、第4号様式（書）を提出・收受され、同ネットを貸与受領されているが、本件も同様に時間的理由及び同ネットの常備等々の件で、普通は無理な処置（理）ではないか。

(2) 本件処分2について

ア 保有していない理由。の説明に当たると思われる本文中の文章の中に、今回に限らず、少々紛わしい文言（言葉・単語・語彙）とも言える、つまり保存年限により廃棄…云々とあるが、もっと分り易く言えば、保存年限が切れているため、とか、同年限を経過しているため…等々と、もっと明確に解釈しやすいように、つまり出来る限り、その解釈が多岐に及びにくい様な文言にてお願い致します。

イ 従いまして、前記の様に、場所（朱二44）と、…“保存年限が切れている（経過した）為に廃棄処分した為”と解しているという、その説明（理由）は明々白々に合理性を欠いたおかしなことになる。

何故なら、重複するが、当方の請求に正しく対相した——通知書である時、その防鳥用ネットは、現在も尚堂々と使用されているが、この事実は当方が知る限りにおいても既に数年間、相当長期に渡って、貸与要綱に違反する無許可で、その地域ぐるみで不正使用されていることになる。

ウ 担当部局は当方の請求した各々の書類を前記の通り使わしている（貸与）限りにおいては、少なくとも、そに対応すべき保存期限を有する必要書類（様式）を保存保管しておかねばならない。でなければ、現在も継続して使用されている同ネットは“どこのだれ”の物（所有物、占有物）を使用されているのですか？（貸与要綱には、同ネットを購入出来ることの条項はない上、今だ「京都市」のネームが付いている）

エ そのような疑念、疑義を残さない為に担当部下としてやらねばならない仕事は、請求の書類を廃棄した時には、それらの貸与書類に対応している同ネットの返還を第6号様式をもって要求しなければならない責任が生じることになる。

オ 合理的な二律背反のない矛盾することのない説明を他件（請求）と共に宜しくお願い致します。

カ 本件の回答書（——通知書）の意味（内容）自体の意味が解らない。

キ 本件請求に係る公文書は保存年限により廃棄しているため。とあるが、冒頭に結論的に述べた通り、請求した同ネットが今尚現使用されているのが実状であり、従って少なくとも現使用されている貸与ネット分を担保すべき現用必要文書（当方の請求した）は当担当部局によって保存存在されるべきが正当である。

6 審査会の判断

当審査会は、諮問庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件処分1について

ア 本件公文書について

(ア) 審査請求人は、ごみの集積場所を示す定点番号である「朱七37」「朱七31」「出水21」「朱二27」「出水63」及び「出水56」を指定し、要綱で規定している貸与申請書をはじめとする様式類を求めて、本件請求1を行い、これについて諮問庁は、別表1中の「特定した公文書」に記載の文書を特定した。

(イ) これに対して審査請求人は、「根本的に当方が「公開請求」た場所に対して、回答（一部公開決定通知書等）されてきた書類（第1号様式（書））の場所が間違っている。」との主張を行っている。

(ウ) したがって、当審査会では、諮問庁が特定した本件公文書が、審査請求人が本件請求1において公開を求めた文書に相違ないかどうかについて検討する。

(エ) 本件公文書の特定に当たって諮問庁は、以下のように主張している。

本件請求1に係る公文書公開請求書を確認すると、審査請求人は、請求に係る防鳥ネットの特定をするに際して請求ごとに、定点番号の場所等の情報を記載している。

本件公文書の中では、確かに、定点番号そのものを記載していないが、これは

様式に欄がないことから記載していないに過ぎず、今回の請求に対しても、公開請求書にて提示された各定点番号についての場所等の情報と第1号様式の記載の住所とを照合し特定している。このことは、第1号様式の4の欄（使用するごみの収集場所（定点））の住所記載からも確認できる。

(オ) 当審査会が本件公文書を確認したところ、そこには、「使用するごみの収集場所（定点）」を記載する欄に、当該住所及び地図が掲載されており、これらを審査請求人が本件請求1で記載している定点等の情報と照らしても、諮問庁が特段不合理に定点に係る文書を特定しているとは認められなかった。

(カ) したがって、本件公文書は、別表1に示しているとおり、定点番号「朱七37」「朱七31」「出水21」「朱二27」「出水63」「出水56」に係る、要綱で規定している第1号様式、第2号様式（定点番号「出水56」のみ）、第4号様式、第6号様式（定点番号「出水63」のみ）であると認められる。

なお、諮問庁は、これらの文書の保存期間は過ぎているものの、各本件請求時点で保有していることが確認できたため、文書特定したとのことであった。

イ 本件処分1について

(ア) 条例第7条第1号の該当性について

a 当審査会が本件公文書を確認したところ、本件公文書には、防鳥用ネット貸与申請者の氏名、住所、電話番号、一部個人が特定できる地図上の記載及び使用責任者の氏名が認められた。これらの氏名等の情報は、特定の個人を直接指し示し、又は特定の個人が識別され得る情報であることが容易に認められる。

b また、一般的に防鳥用ネット貸与申請者及び使用責任者（以下「申請者等」という。）は、対外的に明らかにされておらず、申請者等においても、そのことを所与の前提として、貸与の申請を行っているものと考えられることからすれば、申請者等の氏名等については、通常他人に知られたいと認められる情報であると認められる。

c したがって、申請者等の氏名等について、当該個人のプライバシーを侵害するおそれがあると判断し、非公開とした諮問庁の判断に不合理な点は認められない。

(イ) 条例第7条第1号及び4号の該当性について

a 当審査会が確認したところ、本件公文書には、上記6(1)イ(ア)の氏名等の記載事項に加えて、防鳥用ネット貸与申請者の個人印の印影が認められた。

b 当該印影については、公開することにより、防鳥用ネット貸与申請者個人の特
定につながり、プライバシーを侵害するおそれがあるとともに、偽造、悪用され
るなど、当該個人の財産等の保護、犯罪の予防等に支障が生じるおそれがあるこ
とは明らかであり、非公開とした諮問庁の判断に不合理な点は認められない。

(2) 本件処分2について

ア 本件請求2に係る文書について

審査請求人が求めている文書は、公文書公開請求書の記載のとおり、定点番号「朱
二44」「朱五32」に係る、要綱で規定している、第1号様式、第2号様式（定点番
号「朱五32」のみ）、第3号様式（定点番号「朱五32」のみ）、第4号様式、第5
号様式、第6号様式であると認められる。

イ 本件処分2について

(ア) 諮問庁は、本件請求2に係る文書を保有していない理由について、「要綱に係る
文書は、京都市における公文書の保存年限を定めている京都市公文書管理規則の別
表中の届出に関するものに該当するため、当該文書の保存年限は1年であり、本件
請求2に係る文書を既に廃棄しており保有していない。」と主張する。

(イ) これに対して審査請求人は、以下のとおり主張している。

- ・ 何故なら、重複するが、当方の請求に正しく対相した——通知書である時、そ
の防鳥用ネットは、現在も尚堂々と使用されているが、この事実は当方が知る限
りにおいても既に数年間、相当長期に渡って、貸与要綱に違反する無許可で、そ
の地域ぐるみで不正使用されていることになる。
- ・ 担当部局は当方の請求した各々の書類を前記の通り使わしている（貸与）限り
においては、少なくとも、そに対応すべき保存期限を有する必要書類（様式）を
保存保管しておかねばならない。でなければ、現在も継続して使用されている同
ネットは“どこのだれ”の物（所有物、占有物）を使用されているのですか？（貸
与要綱には、同ネットを購入出来ることの条項はない上、今だ「京都市」のネー
ムが付いている）
- ・ そのような疑念、疑義を残さない為に担当部下としてやらねばならない仕事は、
請求の書類を廃棄した時には、それらの貸与書類に対応している同ネットの返還
を第6号様式をもって要求しなければならない責任が生じることになる。
- ・ 合理的な二律背反のない矛盾することのない説明を他件（請求）と共に宜しく
お願い致します。

(ウ) これらの審査請求人の主張は、要するに、現在も各定点において継続して京都市
から貸与され使用している防鳥用ネットがあるのであれば、少なくとも当該防鳥用

ネットの貸与期間中においては、担当部局が防鳥用ネットの貸与申請等に関する書類を保管しているはずであり、不存在であるとする本件処分2は不合理な決定であるとの主張であると思料される。

(エ) 当審査会が、京都市公文書管理規則の別表（第9条関係）を確認したところ、公文書の区分が「報告、届出、通知、照会、回答等に関するもの」については、保存期間が1年とされていることが確認できた。したがって、本件請求2に係る文書の保存年限が1年であるとの諮問庁の主張には、特に不合理な点は認められない。

ただし、諮問庁の主張では、本件請求2に係る文書を取得した時点が不明確であったため、当審査会は、文書を取得した日時（以下「文書取得日時」という。）について改めて確認したところ、既に本件請求2に係る文書を廃棄しているため、文書取得日時を客観的に示す資料等がないとのことであった。

(オ) そのような中で、諮問庁は、本件請求2に係る防鳥用ネットの各定点地点におけるごみ収集を担当する部署に対して、当該定点地点における防鳥用ネットがいつ頃から使用されていたかを確認したところ、複数の職員から「少なくとも3年以上前から防鳥用ネットの使用実態がある」と確認できたため、本件請求2に係る文書については、保存年限の満了により廃棄されたものと推定したとのことであった。

(カ) 本来、審査請求人が主張するとおり、防鳥用ネットの貸与期間中は、担当部局が防鳥用ネットの貸与状況等に関する書類を保管するなどして、文書取得日時などを把握できるようにしておくべきであると考えられる。しかし、本件請求2に係る文書については、このような客観的に文書取得日時を把握することができるものがない以上、その他の方法によって確認するしかないところ、実際に日々のごみの収集業務を行っている部署の複数の職員から、少なくとも3年以上前から防鳥用ネットの使用実態がある旨の確認が取れたことに鑑みれば、本件請求2に係る文書については保存年限が満了し、既に廃棄したとする諮問庁の主張をもって、著しく不合理であるとまでは認められない。

(3) 以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

諮問番号	諮問	弁明書の提出	審議
情第 108 号	平成 29 年 6 月 22 日	平成 29 年 8 月 10 日	平成 30 年 4 月 25 日 (平成 30 年度第 1 回会議) 平成 30 年 5 月 30 日 (平成 30 年度第 2 回会議)
情第 110 号			
情第 115 号	平成 29 年 7 月 12 日	平成 29 年 8 月 31 日	
情第 116 号			
情第 117 号			
情第 118 号			
情第 135 号	平成 29 年 7 月 26 日	平成 29 年 9 月 25 日	
情第 136 号			

※ 諮問庁の職員の理由説明は、審査会が必要なしと認め、実施しなかった。

※ 審査請求人から反論書の提出はなかった。また、審査請求人から意見陳述の希望がなかったため、意見の聴取は行わなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第 1 部会 (部会長 佐伯 彰洋)

別表1 公文書一部公開決定に対する審査請求の経過

諮問番号		
情第108号	請求日	平成29年2月1日
	請求内容	防鳥用ネット貸与に関する書類（以降，同書類の様式号で記す）。 ○第1号様式 ○第4号様式。の保存年限の過ぎていない今年期迄の全書類。 定点番号「朱七37」。(壬生児童公園＝多分＝の南西角（トイレがある）フェンス前)。
	特定した公文書	京都市防鳥用ネット貸与申請書（第1号様式）ネットの整理番号10126，京都市防鳥用ネット貸与物品受領書兼誓約書（第4号様式）ネットの整理番号10126
	処分通知日	平成29年2月22日
	処分理由	京都市情報公開条例第7条第1号及び第4号に該当 ・個人の氏名，住所，電話番号及び一部個人が特定できる地図上の記載については，公開することにより，当該個人のプライバシーを侵害するおそれがあるため。(条例第7条第1号に該当) ・個人印については，公開することにより，当該個人のプライバシーを侵害するおそれがあるとともに，財産等の保護，犯罪の予防等に支障が生じるおそれがあるため。(条例第7条第1号及び第4号に該当)
	審査請求日	平成29年5月22日
情第115号	請求日	平成29年2月22日
	請求内容	防鳥用ネット貸与に関する書類(以降，同書類の様式号にて記す)。 ○第1号様式 ○第4号様式。の保存年限の過ぎていない今年度期迄の全書類。 定点番号(N o)「朱七31」(壬生児童公園の門＝出入口＝横。北東角)。
	特定した公文書	京都市防鳥用ネット貸与申請書（第1号様式）ネットの整理番号10127，京都市防鳥用ネット貸与物品受領書兼誓約書（第4号様式）ネットの整理番号10127
	処分通知日	平成29年3月15日
処分理由	京都市情報公開条例第7条第1号及び第4号に該当 ・個人の氏名，住所，電話番号については，公開することにより，当該個人のプライバシーを侵害するおそれがあるため。(条例第7条第1号に該当)	

		・個人印については、公開することにより、当該個人のプライバシーを侵害するおそれがあるとともに、財産等の保護、犯罪の予防等に支障が生じるおそれがあるため。(条例第7条第1号及び第4号に該当)
	審査請求日	平成29年6月13日
情第116号	請求日	平成29年2月22日
	請求内容	防鳥用ネット貸与に関する書類(以降、同書類の様式号にて記す)。 ○第1号様式 ○第4号様式。の保存年限の過ぎていない今年度期迄の全書類。 (定点表示板号=N o)「出水21」
	特定した公文書	京都市防鳥用ネット貸与申請書(第1号様式) ネットの整理番号上京26-103と上京26-104, 京都市防鳥用ネット貸与物品受領書兼誓約書(第4号様式) ネットの整理番号上京26-103と上京26-104
	処分通知日	平成29年3月15日
	処分理由	京都市情報公開条例第7条第1号及び第4号に該当 ・個人の氏名, 住所, 電話番号については、公開することにより、当該個人のプライバシーを侵害するおそれがあるため。(条例第7条第1号に該当) ・個人印については、公開することにより、当該個人のプライバシーを侵害するおそれがあるとともに、財産等の保護、犯罪の予防等に支障が生じるおそれがあるため。(条例第7条第1号及び第4号に該当)
	審査請求日	平成29年6月13日
情第117号	請求日	平成29年2月22日
	請求内容	防鳥用ネット貸与に関する書類(以降、同書類の様式号にて記す)。 ○第1号様式 ○第4号様式。の保存年限の過ぎていない今年度期迄の全書類。 定点表示番号(N o)「朱二27」(円町の東)
	特定した公文書	京都市防鳥用ネット貸与申請書(第1号様式) ネットの整理番号10191と10192, 京都市防鳥用ネット貸与物品受領書兼誓約書(第4号様式) ネットの整理番号10191と10192
	処分通知日	平成29年3月15日
	処分理由	京都市情報公開条例第7条第1号及び第4号に該当 ・個人の氏名, 住所, 電話番号については、公開することにより、当該個人のプライバシーを侵害するおそれがあるため。(条例第7条

		第1号に該当) ・個人印については、公開することにより、当該個人のプライバシーを侵害するおそれがあるとともに、財産等の保護、犯罪の予防等に支障が生じるおそれがあるため。(条例第7条第1号及び第4号に該当)
	審査請求日	平成29年6月13日
情第118号	請求日	平成29年2月22日
	請求内容	防鳥用ネット貸与に関する書類(以降、同書類の様式号にて記す)。 ○第1号様式 ○第4号様式 ○第6号様式。の保存年限の過ぎていない今年度期迄の全書類。 定点番号(N o), 「出水63」
	特定した公文書	京都市防鳥用ネット貸与申請書(第1号様式) ネットの整理番号上京22-198, 京都市防鳥用ネット貸与物品受領書兼誓約書(第4号様式) ネットの整理番号22-198, 京都市防鳥用ネットに関する届出書(6号様式) ネットの整理番号22-198
	処分通知日	平成29年3月15日
	処分理由	京都市情報公開条例第7条第1号及び第4号に該当 ・個人の氏名, 住所, 電話番号については、公開することにより、当該個人のプライバシーを侵害するおそれがあるため。(条例第7条第1号に該当) ・個人印については、公開することにより、当該個人のプライバシーを侵害するおそれがあるとともに、財産等の保護、犯罪の予防等に支障が生じるおそれがあるため。(条例第7条第1号及び第4号に該当)
	審査請求日	平成29年6月13日
情第136号	請求日	平成29年3月15日
	請求内容	防鳥用ネット貸与に関する書類(以下、同書類の様式番号にて記す) ○第1号様式 ○第2号様式 ○第4号様式。の保存年限の過ぎていない今年度期迄の全書類。 定点番号(N o「出水56」(千本丸田町交差点南50m位))
	特定した公文書	「出水56」の定点に係る ○京都市防鳥用ネット貸与申請書(第1号様式) ネットの整理番号上京21-246 ○京都市防鳥用ネット貸与決定通知書(第2号様式) ネット整理番号上京21-246 ○京都市防鳥用ネット貸与物品受領書兼誓約書(第4号様式) ネットの整理番号上京21-246

処分通知日	平成29年4月6日
処分理由	<p>京都市情報公開条例第7条第1号及び第4号に該当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名，住所，電話番号については，公開することにより，当該個人のプライバシーを侵害するおそれがあるため。(条例第7条第1号に該当) ・個人印については，公開することにより，当該個人のプライバシーを侵害するおそれがあるとともに，財産等の保護，犯罪の予防等に支障が生じるおそれがあるため。(条例第7条第1号及び第4号に該当)
審査請求日	平成29年6月29日

※ なお，本件請求1の各公文書公開請求書の請求内容欄に記載されている「第5号様式」及び「第6号様式（諮問情第118号を除く。）」については，公文書を作成していないとの理由から不存在による非公開決定処分が行われているが，当該処分に対する審査請求はなされていない。

別表2 不存在による非公開決定に対する審査請求の経過

諮問番号		
情第110号	請求日	平成29年2月1日
	請求内容	防鳥用ネット貸与に関する書類（以降，同書類の様式号で記す）。 ○第1号様式 ○第4号様式 ○第5号様式 ○第6号様式。の保存年限の過ぎていない今年度期迄の全書類。 定点番号（NO）「朱二44」（七本松通＝多分＝のJR嵯峨野？線高架下。北東角）。
	処分通知日	平成29年2月22日
	処分理由	請求に係る公文書は，保存年限により廃棄しているため。
	審査請求日	平成29年5月22日
情第135号	請求日	平成29年3月15日
	請求内容	防鳥用ネット貸与に関する書類（以下，同書類の様式番号にて記す）。 ○第1号様式 ○第2号様式 ○第3号様式 ○第4号様式 ○第5号様式 ○第6号様式。の保存年限の過ぎていない今年度期迄の全書類。 定点番号「朱五32」（東側に，公園・B I V Iあり）
	処分通知日	平成29年4月6日
	処分理由	請求に係る公文書は，保存年限により廃棄しているため。
	審査請求日	平成29年6月29日